

第2回施設営業事業部運営委員会

鈴木剛夫顧問(左下写真)、退任挨拶

施設営業事業部のメンバー決定



日時／平成31年3月5日(火)14時～16時

場所／JAIA大会議室

出席／石井光一委員長はじめ委員12名+オブザーバー1名+事務局2名

石井光一JAIA施設営業事業部長の開会挨拶に続き、3月末をもって退任する鈴木剛夫顧問が挨拶。「専務理事として11年6ヶ月、顧問として1年。この間、業界へのマイナスイメージを払拭させるべく全国の会員の皆様には色々ご協力いただきました」と謝意を表するとともに、2019年度の青少年指導員養成講座(東京・大阪)において「風適法について」の講座の講師を引き続き務めることにも触れ、退席。その後、以下議案の審議・報告に移った。

1. 施設営業事業部の組織について

事務局が施設営業事業部運営委員会メンバーについて説明(※2ページにメンバー表掲載)。新本部長として、中部・北陸地区本部長／愛知県本部長に藤原信幸氏、千葉県本部長に藤原徳也氏、新運営委員に筒井雅久氏の就任がそれぞれ承認された。<※右下に3氏の写真>

2. 平成31年度収支予算(案)について

事務局が平成31年度収支予算案を説明。併せて、地方(47都道府県)の予算に関しては昨年までの実績数字を入れ込んである旨の報告を行い、承認された。

3. 事業部会の略称について

施設営業事業部ではJAIAとして統合後も、ステッカー、青少年アドバイザーなど旧団体で使用してきた略称AOUを事業部名略称として表記利用しているが、これに関し討議。JAIAの名称を徐々に浸透させるなかで、移行期間を考えたが旧AOU表記をJAIAに変えていく方向で検討していくこととした。

4. 旧AOU残余財産の扱いについて

事務局説明の後、残余財産についてはJAIA施設営業事業部口座へ寄付することが承認された。

5. 店舗活性推進委員会2019年度活動骨子について

湯之前委員(店舗活性推進委員会顧問)から同委員会活動の進捗状況に関し説明があり、①「天下一音ゲ祭」に代わり、音ゲーにこだわらない「JAIAカップ」の開催(eスポーツ的なものを取り入れることも検討)、②「接客デモンストレーション」に代わり「オペレーション検定」の実施、③会員向け店舗データベースの登録・情報公開についての経過説明を確認した。

6. 年間行事予定について

事務局が施設営業事業部の2019年度予定について説明。(※2ページ参照)。

愛知県本部長
中部・北陸地区本部長



藤原信幸氏

千葉県本部長



藤原徳也氏

新運営委員



筒井雅久氏

AOU、JAMMAが残した軌跡をこれからはJAIAが、新たな未来に向かい繋いでまいります。

委員長	石井 光一	広域((株)タイトー)/JAIA副会長
副委員長	山下 滋	広域((株)セガ エンタテインメント)/JAIA常任理事
副委員長	内田 慎一	東京地区本部長/JAIA常任理事
委員	柴田 健	JAIA専務理事
委員	熊谷 清司	北海道地区本部長/JAIA理事
委員	小林 一雄	東北地区本部長/福島県本部長/JAIA理事
委員	梶 修明	関東地区本部長/茨城県本部長/JAIA理事
委員	宮本 和彦	東海・甲信地区本部長/長野県本部長/JAIA理事
委員	藤原 信幸	中部・北陸地区本部長/愛知県本部長/JAIA理事
委員	上田 和弘	近畿地区本部長/京都府・大阪府・和歌山県本部長/JAIA理事
委員	石原 雅文	中国地区本部長/島根県本部長/JAIA理事
委員	岡田 拓志	四国地区本部長/徳島県・香川県・高知県本部長/JAIA理事
委員	菊池 康男	九州・沖縄地区本部長/福岡県本部長/JAIA理事
委員	筒井 雅久	鳥取県本部長/JAIA理事
委員	名村 宏	広域((株)バンダイナムコアミューズメント)/JAIA理事
委員	湯之前輝寿	広域((株)ラウンドワン)/JAIA理事

2019. 3. 26(火)
理事会2019. 4. 12(金)
JAIAコンペ2019. 6. 4(火)
理事会・通常総会・懇親会2019. 6. 5(水)
親睦ゴルフコンペ2019. 7. 4(木)
SC視察会2019. 9. 4(水)
施設営業事業部会2019. 9. 11(水)~12(木)
青少年指導員養成講座・東京2019. 11. 13(水)~14(木)
青少年指導員養成講座・大阪2019. 11. 20(水)~21(木)
全国情報交換会2020. 1. 10(金)
賀詞交歓会2020. 1. 24(金)~26日(日)
JAEPO2020×関会議2020. 1. 24(金)
JAEPO懇親パーティ2020. 3. 4(水)
施設営業事業部会

※日程未定のは未掲載

【JAIA監事】

功刀 榮夫(功刀榮夫税理士事務所)

今野 創((株)ソー)

改正健康増進法の施行に伴う

〈ゲームセンター内喫煙専用室〉等設置に関する特例のご案内

「健康増進法の一部を改正する法律」が2018年7月に交付され、2020年4月に施行となります(『JAIAプレス』2018年9月号に詳細)。これに伴い風適法の営業所において喫煙専用室等の設置が予想されますが、これに関し以下の通り、JAIA本部に警察庁保安課より「ゲームセンター内喫煙専用室等設置に関する特例の案内」がありましたのでお知らせします。

◎『風適法の営業所において喫煙専用室等の設置については、通常であれば、このような構造の設置は変更承認を要するところですが、改正健康増進法の施行に伴う喫煙専用室等の設置については、右記の通り、一定の要件を満たす場合に限り「変更届出」で取り扱うもの。』として、全国の警察署に通知されました。

◎今後、喫煙専用室等の設置対応は個々にその条件が異なりますので、所轄の警察署によくご相談をして進めて下さい。

健康増進法の一部を改正する法律の制定に伴う喫煙専用室等の設置に係る構造及び設備の変更の取扱いについて (警察庁保安課から関係団体へ配布された資料 2019年3月13日)

1 喫煙専用室等の設置に伴う構造及び設備の変更の取扱い

健康増進法の施行に伴い、第二種施設に該当する風俗営業等の営業所のうち客室における喫煙専用室等の設置が必要なものにあつては、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、当該喫煙専用室等の設置は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「法」という。)第9条第3項第2号(法第31条の23で準用する場合を含む。以下同じ。)として取り扱うこととする。

- (1)喫煙専用室等を仕切る壁等について、同室の内部が同室の外側から容易に見通すことができるものであること
- (2)喫煙専用室等の設置及び利用により客室内部の見通しを妨げるおそれがないこと
- (3)喫煙専用室等の設置が、健康増進法の施行に伴うものであること

2 届出期間

法第9条第3項第2号に係る届出にあつては、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号。以下「法施行規則」という。)第20条第2項及び第88条第2項の規定に基づき、同号に規定する変更があつた日から一月(当該変更が照明設備、音響設備又は防音設備に係るものである場合にあっては10日)以内にしなければならないとされているところ、前記1の取扱いにより喫煙専用室等を設置した場合は、同規定のとおり届出をしなければならない。



施設営業事業部

第25回店舗活性推進委員会

日時／2019年2月20日(水)15時～17時

場所／JAIA会議室

出席／畦田在隆委員長はじめ12名＋オブザーバー1名
＋事務局2名

冒頭、(株)ブライトより「第10回接客デモンストレーション」および「第5回天下一音ゲ祭」の実施報告があり、続いて各部会から今年度の活動状況等が報告され、次年度の活動に関し検討を行った。

<店舗支援部会>

1. 店舗データベースの本稼働について

店舗情報を登録できるシステム「JAIA店舗DB」(登録店舗には特定のコンテンツ配信等、会員企業店舗のみが享受できる運営上のメリットを提供)の公開に向け、テスト環境での動作確認を終了、3月にサーバーへの本稼働を予定する。情報公開データ項目については、今後検討していく。

2. JAIAホームページとの連動について

JAIAホームページにアクセスボタンを作成して「JAIA店舗DB」に店舗情報を入力できるようにする、エンドユーザー向けのコンテンツなど加える等、ホームページとの連動を図るための提案を行っていく。

3. 店舗運営のためのPOPの拡充について

「JAIA店舗DB」を活用し、会員店舗が無償でダウンロードし利用できる各種POPの作成を検討する。

4. セミナーの定期開催について

今年度実施した「店舗運営セミナー・情報交換会」に加え、メダル運営や電子マネー、接客セミナーなどを検討する。

<接客デモンストレーション部会>

1. 今年度の反省と次年度の企画について

業界内の交流の場として効果を発揮したが、限られた従業員の活躍にとどまった感がある等の意見が出て、次年度はより多くのオペレーターが参加できる「AMオペレーション検定」の開催を検討する。

<天下一音ゲ祭部会>

1. 2018年度の実績について

予選参加店舗が減少、店舗のメリットが少ないという意見が少なくなかったが、JAEPOでの全国頂上決戦では出場選手を輩出した店舗はアピール効果があった。

2. 次年度の開催形態について

天下一音ゲ祭を発展的に終了させ、音楽ゲームに限らず様々なジャンルの大会を検討。また、楽曲先行交換配信、JAEPOでのナンバー1プレイヤーを決めるイベントを分離することとする。

<JAEPOショー活性部会>

1. ステージ3日目のイベントについて

今回、新たな企画として「企業対抗格ゲートナメント」を実施。それなりの盛り上がりを見せた。

ジャパン アミューズメント エキスポ2019実行委員会(第5回)

日時／2019年2月28日(木)15時30分～17時

場所／勝浦ホテル三日月 5F 高砂の間

出席／JAIA石井光一副会長、山下滋実行委員長はじめ委員18名＋事務局9名＋ADK(JAEPO運営委託)3名

1. JAEPO2019実施報告

◎実施結果報告

ADKから資料に基づき報告があり、了承。

◎広報活動報告

ADKより資料に基づき、今回のメディア露出結果、PR業務について報告があり、了承。

◎主催者事業実施報告

主催者事業担当分科会の畦田座長より「接客デモンストレーション」「天下一音ゲ祭」「激突空間 企業対抗格ゲートナメント」の実施結果について資料に基づき報告があり、了承。

◎出展品検査実施報告

事務局が検査担当分科会の活動結果を報告。これを受け、出展社のリスク軽減のため(会場検査で初めて出展が認められないと判断されないよう)、可能な限り提出書類に製品の写真やパンフレットを添付することについて提案があり様式の変更を検討することとした。



◎懇親パーティ実施報告

事務局から資料に基づき報告があり、了承。

◎来場者アンケート報告

ADKから会期2日目に実施した来場者アンケート調査結果の報告があった。

2. 課題と次回への申し送り事項

事務局から出展社アンケート結果および実行委員アンケート結果について資料に基づき説明があった後、次回開催時の要検討事項の提案があり、了承。

また、これに関連して、今後のJAEPOのあり方について継続して議論していく必要性が提案され、まず副会長側と次回の合同開催についての意思確認のための事務局レベルでの協議を実施することとした。

遊園施設事業部

第119回技術委員会

(近畿ブロック昇降機等検査協議会・第82回技術委員会)

日時／2019年3月15日(金)14時30分～16時30分

場所／近畿ブロック昇降機等検査協議会 会議室(大阪)

出席／7名

1. 「遊戯施設の維持保全計画に関する指針及び運行管理規程検討WG」について

(一財)日本建築設備・昇降機センターにて2月7日開催の同WGの内容について事務局が説明を行った。

2. 隔離距離の新告示(案)について

国土交通省住宅局建築指導課長名で都道府県建築主務部長宛に通知予定の隔離距離に関する新告示案について事務局が内容を説明。また、本件については今後注視し、公布され次第、部会員等に周知徹底するとともに、

わかりやすい解説についても検討することとした。

3. 次年度遊戯施設安全管理講習会の開催について

2019年11月29日(木)大阪府中央区の「北浜フォーラム」において定員120名として予定。今回新告示が予定されている「隔離距離の維持保全計画」の2件も講習科目の候補として検討することとした。



施設営業事業部 地域懇談会

静岡県本部(本部長/坪根佳典)

東海・甲信地区本部(本部長/宮本和彦)

日時/2019年1月31日(木)14時~16時

場所/浜松駅前ビル 4階 会議室C

静岡県での地域懇談会はこれまで静岡市において回を重ねてきたが、今回は浜松市に場所を移しての開催。地域・行政からの主な意見・要望は次の通りとなっている。

- ◎県内における平成30年度の風営業者の行政処分数は、指示処分50(管理者講習不備・従業員名簿不備他)、営業停止5(無許可営業・客引き)、取消処分5(欠格事由・年少者使用)で、ゲームセンターにおいては年少者の立入で処分があった。(県警本部生活保安課)
- ◎少年犯罪は前年に比べ200名程減少。補導人数は暫定1万1700名で、うち500名がゲームセンター内。最も多かった場所は路上、次いでゲームセンター、神社となっている。(県警本部少年課)
- ◎ハロウィンシーズンに巡回した際、ゲームセンターの従業員が身を挺して年少者の退店を促していたのを確認し、感銘を受けた。(少年サポートセンター)
- ◎スタッフ教育の徹底を。特に、年齢確認ができない場合は、退店させるようスタッフを指導してほしい。(浜松中央署)
- ◎近年、少年の数が減っている。ネット依存、不登校や引きこもりの相談に乗ることが多い。ゲームセンターの従業員が補導員になってみてはどうか。(青少年育成センター)

地域・行政側(5名)

静岡県警察本部生活安全部生活保安課 許認可係長	増田 卓馬氏
静岡県警察本部生活安全部少年課 企画指導係長	大石 貴彦氏
静岡県警浜松中央署生活安全課 少年サポートセンター 警部補	伊藤 直幸氏
静岡県警浜松中央署生活安全課 巡査部長	桑原 大武氏
浜松市青少年育成センター 所長	久保田尚宏氏

業界側(14名)

(一社)JAIA副会長	石井 光一
(一社)JAIA専務理事	柴田 健
(一社)JAIA常勤顧問	鈴木 剛夫
JAIA静岡県本部本部長	坪根 佳典
JAIA研修委員会委員(司会)	上野紗矢香、他



店舗管理者研修会

主催/一般社団法人日本アミューズメント産業協会 九州・沖縄地区本部

共催/一般社団法人日本アミューズメント産業協会

一般社団法人日本アミューズメント産業協会 福岡県本部

日時/2019年3月5日(火)12時~17時 場所/アクロス福岡6階・608会議室(福岡市中央区)

講師/ル・レープ代表 白梅英子氏

<講義概要> 報告・連絡・相談を実施する際の管理者のあるべき姿を学び、また、自社のビジネスについて情報を整理、可視化する。

店舗管理者およびその候補者を対象に毎年開催している「店舗管理者研修会」が、今年度もJAIA施設営業事業部九州・沖縄地区本部主催で福岡市において開催された。

JAIAが発足して初めての実施。本部の研修事業活動の一環として受講料は無料となっており、14社44名が参加した。

九州・沖縄地区協議会の菊池康男本部長(左写真)の挨拶の後、2つのテーマ(2部構成)で講義が行われ、アンケート記入後、福岡県本部の児玉輝明副本部長の挨拶で閉会。受講者アンケートでは、第1部が「とても役に立った」86%で「まあ役に立った」を含めると満足度100%、第2部が「とても役に立った」61%で「まあ役に立った」30%を含めると91%が役に立ったと回答した。

■テーマ1「報連相について考えよう」

報告・連絡・相談を行う時の管理職のあるべき姿(目標設定、リーダーシップ、情報共有など)について考えさせるビジネスゲーム(報連相ゲーム)を実施。自社の現状と比較して、どのようにすれば報連相が昨日し、チーム力がアップするか考える。

※報連相ゲーム…基本的に1グループ5名。店長1名、主任2名、社員2名と役割を決め、店長からの指示を部下にメモで伝えるゲーム。

■テーマ2「自社の強みを分析する」

ビジネス・モデル・キャンパスというフレームを用いて、管理者が自社のビジネスについて情報を整理し、可視化することで、これからのマーケティング戦略や行動を策定する。

- ①自社のビジネスについて管理者が理解を深めることの必要性理解
- ②ビジネス・モデル・キャンパスの9つの項目説明
- ③自社のビジネスモデルを徹底的に考え可視化(個人ワーク)
- ④グループで自社のビジネスについて発表し、共有する



施設営業事業部 地域懇談会

鳥取県本部 (本部長/筒井雅久)
中国地区本部 (本部長/石原雅文)

2016年11月の初開催に続き2回目となる地域懇談会。

鳥取県では風適法改正に伴う条例改正(保護者同伴時の年少者立入時間規制の緩和)が行われておらず、今回は県PTA協議会会長から「県議会議長に規制緩和に関する陳情書を上げられたことに対し逆陳情した。保護者同伴時の時間延長について、他県はどうあれ我々保護者としては真っ向から反対」という非常に厳しい意見が出され、特に地方において根強い負のイメージが一部現存している状況を認識した。

今回の懇談会では、「ゲームセンターを明るく安心して遊べるようにしてもらっていることにお礼を言いたい。条例改正の方向でも良いかと思うが、まだ反対意見が多い」(県防犯連合会)といった声も。それに対し、JAIA鈴木顧問が「条例改正が行われていないのは今まで鳥取でこの懇談会を重ねていない我々の怠慢も原因の1つかと思う。お客様からは『なぜ保護者同伴なのに時間になったら店を出ないといけないの』という苦情が多い」として、今後、鳥取において懇談会を継続し地域・行政の方々の意見を広く聞きながら理解を深めていくとの見解を示した。

その他、地域・行政側からの主な意見・要望は次の通り。現場スタッフも含め積極的な質疑応答が行われた。

- ◇
- ◇
- ◎入店時の年齢確認の徹底、積極的な声かけ、風適法の目的でもある法令遵守による善良な風俗の実現と青少年の健全育成の達成を今まで通りお願いしたい。(県警本部)
- ◎週に2回、小中高の先生と街頭指導を行っているが、スタッフの対応が良く、また、昔と比べると非常に健全で非行のにおいはしない。改善のお願いに対しても即日対応してくれた。年少者に対しても積極的に声をかけてくれてありがたい。(米子市少年育成センター)
- ◎一番気になるのは保護者同伴が徹底されているかということ。実際は子どもが遊んで保護者は買い物に行っているというケースもあるのではないかと。子どもだけだとお金の使い方に歯止めがきかなくなることが心配。(市民会議)
- ◎子どもたちだけで遊ぶことに危惧がある。(市民会議)
- ◎中学校、高校の時はゲームセンターは行ってみたい場所だったが雰囲気が悪くなかった。現在は子どもを連れて行くのと明るい雰囲気。保護者も代わってきているのでゲームセンターの使い方を啓蒙する必要も感じる。スマホの扱いについては講習会があるがゲームセンターはない。校則でゲームセンターやカラオケへの出入りを禁止している学校が多い。ゲームセンターが悪いのではなく、地域として連携を取っていけたらと思う。(高等学校PTA連合会)
- ◎以前はパトロール時に営業妨害と言われたこともあったが、今は絶対にない。家庭によっては親子関係のつながりにゲームが媒介となっていることもある。誤解のないよう学校、保護者、ゲームセンターが密に連携して青少年の健全育成を図る必要があると考える。(米子市少年育成センター)
- ◎明るいイメージを利用して地域のコミュニケーションの場としての活動を。(高等学校PTA連合会)
- ◎県としての決まりはないが、市町村の教育委員会、生徒指導連盟の決まりで保護者同伴でもゲームセンターの出入りをNGにしているところがある。ただ、NGにしても保護者同伴であれば取締りを徹底するのは難しいとの声も。ゲームセンターとの連携については県としても支援していきたい。(県教育委員会)
- ◎中学3年生の子どもと一緒に遊びに行っているが、接客も企業として素晴らしい。(県民会議)

日時/2019年2月14日(木)14時~16時

場所/米子コンベンションセンター(鳥取市)

来賓(13名)

鳥取県福祉保健部子育て王国推進局 青少年・家庭課 課長補佐	藤内 郁氏
鳥取県警察本部生活安全部生活環境課 鳥取県警部	小倉 英治氏
鳥取県警察本部生活安全部生活環境課 許可可指導係 鳥取県警部補	笠原 誠司氏
鳥取県教育委員会事務局 小中学校課 指導担当係長	岸田 靖弘氏
鳥取県PTA協議会 西部ブロック代表理事	新和 賢氏
鳥取県高等学校PTA連合会 副会長	秦野 啓一氏
青少年育成鳥取県民会議 事務局長	馬屋原 威氏
青少年育成境港市民会議 会長	門脇 哲也氏
青少年育成米子市民会議事務局	上野 榮一氏
青少年育成米子市民会議事務局	黒田 昌幸氏
米子市少年育成センター 副所長	栢木 隆志氏
米子市教育委員会学校教育課 主幹	仲倉 昭雄氏
公益社団法人鳥取県防犯連合会 専務理事	上田 恵樹氏

主催者(13名)

(一社)JAIA専務理事	柴田 健
(一社)JAIA常勤顧問	鈴木 剛夫
(一社)JAIA中国地区本部長	石原 雅文
(一社)JAIA鳥取県本部長	筒井 雅久
(一社)JAIA中国地区本部事務局長	北田 克夫
(一社)JAIA鳥取県本部事務局長	藤田 聡、他

◎部活に全員入る代わりに平日と土日にそれぞれ1日部活なしの日ができる。子どもたちが集まる日が増えると思うので指導をお願いしたい。(県中学校長会)

◎ゲームセンターでスターになれる子どももあり、心の支えになっていると聞いて目からウロコの思いだった。(県民会議)

◎一保護者として子どもたちとゲームセンターに行く。地域の小中学校は保護者同伴でもNGというスタンスのところが多いが、そこには誤解もあると思う。スマホやSNSはもっと問題で、ゲームセンターは大人の目があるから安心。今日の懇談会での話は目からウロコだった。(県PTA協議会)

<業界から>

◎学校に通報すると、多くの県で「そのまま置いておいて」と言われるゲームセンターが子どもの居場所となっているケースもあり、子どもたちが道を外さないよう店舗としても細心の注意を払っている。

◎お客様に学生が多いので、地域の催事を情報共有して声かけなどに活かしている。

◎昔はお年寄りが集まる場所は整骨院だったが今はゲームセンター。お年寄りがゆっくり遊べるゲームも多い。

◎高齢者層はお孫さんとのご来店が多い。単独で来られる時はお茶をご希望されることもあり、コミュニティとして利用されることで店内の雰囲気が良くなっていると考えている。



施設営業事業部 地域懇談会

沖縄県本部(本部長/仲順恵里子)

九州・沖縄地区本部(本部長/菊池康男)

前回(昨年2月開催)より防犯協会連合会との共催というスタイルとなった沖縄県の地域懇談会。今回で8回目の開催となった。

地域・行政側からの主な意見・要望は次の通り。

◇ ◇
◎全国で非行少年を生まない社会づくりに長年取り組む中で、企業との関わりが課題となっている。毎年、少年が立ち直る支援(スポーツ大会や就業体験)の提示などを事業として行っているが、せっかくの機会なのでJAIAの方々と関わっての事業展開についてヒントが欲しい。(県警本部)

<業界より回答>

→障がい者をはじめ職業訓練体験はさせていただいているので、協力できること等ありましたらお声かけを。

→「引きこもりの少年や非行少年の居場所作りのため自腹で子どもたちをゲームセンターへ連れていくと心を開いてくれる」という話を地域懇談会で聞き、何か手助けができないかと考えた。例えば、引率者と子どもが使えぬメダルやクレーン無料チケットをうまく活用してもらえれば子どもたちも心を開いてくれたり、良い経験になると思う。

◎感心するのは、店内で高校生以下子どもたちの問題が多くないこと。また、祭などの行事があった時には駐車場の開放を快く了承していただき感謝している。なお、ボウリング場によってはゲームコーナーがあり10時過ぎても子どもがいる場合がある。大人はボウリング、子どもはゲームというのをよく見かけるが、リーグが11時までということもありなかなか注意できない。それを何とかできないか対策をお願いしたい。(少年補導員会連絡協議会)

◎業界には、健全育成の事業として春、夏、年末と色々協力依頼している。今後もよろしくをお願いしたい。(県福祉保健部)

◎立入時間に関し、沖縄は他県とは違うということを知り、関係者でもうちょっと相談したいなと思った。(県民会議)

日時/2019年2月21日(木)14時~16時

場所/P's スクエア5F 会議室A(那覇市)

来賓(4名)

沖縄県福祉保健部青少年・子ども家庭課 主幹 田崎 志典氏

沖縄県警察本部少年課 少年サポートセンター 補導・被害少年対策補佐 大城 美喜氏

沖縄県少年補導員会連絡協議会 副会長 屋比久猛隆氏

公益社団法人沖縄県青少年育成県民会議 事務局長 金城 和則氏

主催者(12名)

公益財団法人沖縄県防犯協会連合会 専務理事 新屋 良徳氏

(一社)JAIA専務理事 柴田 健

(一社)JAIA常勤顧問 鈴木 剛夫

(一社)JAIA沖縄県本部長 仲順恵里子

(一社)JAIA鹿児島県本部長 犬伏和章、他



中国・四国地区本部 合同総会

日時/2019年2月28日(木) 15時~17時

場所/満潮(高知県高知市)

出席/JAIA 鈴木常勤顧問

中国地区 石原本部長

四国地区 岡田本部長

広島県 近藤本部長

岡山県 山川本部長

鳥取県 筒井本部長

山口県 児玉氏

愛媛県 菊池本部長

事務局

<議題>

1. 2018年度活動報告について

2. 2019年度活動計画について

◎JAIA通常総会(6月4日)

◎全国情報交換会(11月20~21日、福岡県にて開催)

◎地域懇談会(各県において積極的な開催を検討する)

3. JAIA鈴木剛夫常勤顧問の勇退について(本人より挨拶)

- スタッフが少ない。ゲームの知識を教育してください。(大阪・62歳・♂)
- 音ゲー。全体的にスペースを広くしてほしい。もう少しわかりやすいゲーム配置にすれば探しやすい。(大阪・29歳・♂)
- ゲームの位置が色々変わって、ちょっとわかりにくい時がある。(大阪・17歳・♂)
- 女子トイレがあまりキレイでない。使用の仕方が悪いと思うけど。(大阪・54歳・♂)
- この店に限ったことではないが、全体的に客のマナーが悪いです。店員の対応に関してはかなり良い。1日に数回のメンテナンスもよくやってくれました。(大阪・23歳・♂)
- 喫煙コーナーを早く作ってほしい。(大阪・28歳・♂)
- メダルが汚い。遊ぶゲーム機が多いのにそこが残念でした。それから、休憩所等が欲しいです。(大阪・32歳・♂)
- レトロ系のゲームがしたい。(大阪・25歳・♂)
- バッティングセンター等、身体を動かすことをゲームセンターでもしたいです。毎週楽しませてもらってます。来週もよろしくです。(兵庫・22歳・♂)
- これだ！って思う景品がクレーンゲームの中にあんまり入ってない。(千葉・21歳・♀)
- 長い間出ている景品が多い。取れなさすぎだし。(千葉・30歳・♀)
- 無料チケットいただいて言うのもおこがましいが、使用できるゲームに限られすぎでつまらない。(大阪・8~12歳・♀)
- 親がゆっくり休める場所(子どもの様子を見られて)があれば良いと思う。(大阪・43歳・♂)

全国のAM施設の意見箱に寄せられた声



施設営業事業部 地域懇談会

茨城県本部 (本部長／梶修明)

関東地区本部 (本部長／梶修明)

2015年11月以来、およそ3年ぶりとなる地域懇談会。13回目(水戸では10回目)となる今回は、公益財団法人茨城県防犯協会との共催というスタイルとなり、これまでで最も多い参加者のもと開催された。

最後に主催者挨拶を行った茨城県防犯協会の渡邊則雄専務理事は、「JAIAが様々な活動を行い、安全で明るいゲームセンターを目指していることを改めて認識し、心強く感じた」と謝意を表し、「青少年を犯罪から守るという意味合いにおいてゲームセンターの果たす役割は非常に大きいのではないかと。心を止めて声かけをしているとの話があったが、店内外において、違和感があった時にこそ積極的な声かけをお願いしたい」と締めくくった。

地域・行政側からの主な意見・要望は次の通り。

- ◇ ◎昨年、刑法犯で検挙された少年は402名(平成に入った頃は4000人前後で推移)。地域一帯となった少年の非行防止、健全育成に向けた取組が効果を奏し減少したと思っている。また、検挙に至らないが、深夜徘徊、喫煙、飲酒などでの補導は毎年1万人前後。ゲームセンターに関し、茨城県では16歳未満は午後6時以降、18歳未満は午後10時以降立ち入ってはならないという条例があり、昨年補導した229名はほとんどが時間外の立入となっている。(県警本部)
- ◎昨年、ゲームセンターでの事件の検挙はなし。今後も法令を遵守して営業を行っていただければと思う。(県警本部)
- ◎18歳未満の深夜(午後11時～午前4時)の外出制限が条例で定められており、この趣旨を明記したステッカーを協力店舗に貼っていただく活動を行っている。ゲームセンターには引き続き青少年健全育成にご協力を。(県保健福祉部)
- ◎県警・各警察署と県立高校がそれぞれ連携し、例えば深夜・休日等についても連絡しあっており、今回の懇談会は、新たな連携が図れる場になればと思い参加した。生徒指導も少し前のように目立つ生徒を中心に行うという方法が通用しない時代となった。また、SNSを介して知らない人とながる現状。ゲームセンターにもより強固な連携作りをお願いしたい。(県教育庁)
- ◎日頃、小中学校からの問題行動の報告を受けているが、ゲームセンターを介した問題はほぼなくなっている。プロモーションDVDで見させていただいたJAIAの事業活動の成果や健全育成の取組がめざましい成果として現れていると認識した。(県教育庁)
- ◎児童虐待や行方不明については学校だけ、家庭だけでは対応できない事例が多いため、関係機関との連携が重要。JAIAの「こども110番」活動は有意な内容であり心強く感じた。この機会に連携体制を充実させたい。(教育庁)
- ◎特別支援学校には移動が大変な重度の子どももいるので、アミューズメント・エイドでゲームを体験できることは興味の幅が広がる。推進してほしい。(特別支援学校長会)
- ◎この懇談でゲームセンターに対する考えがかなり変わった。青少年指導員の養成を行っていることも初めて知り、そうした方が子どもたちと一緒に見守ってくれるのは有難いと感じた。子どもだけではゲームセンターに行かないよう学校からのお便りを出しているが、こうした業界の取組みなど学校では知らない情報なので、それを周知させれば横のつながりができるのではないかと。(県学校長会)
- ◎私も今日の懇談でゲームセンター業界のイメージが変わった。青少年の健全育成について真剣に考えてくださっていることに感謝している。学校に出向き、正しいゲームセンターの使い方を指導員として、危険性や負の部分も含めて指導してはどうか。(県学校長会)

日時／2019年2月27日(水)14時～16時

場所／水戸プラザホテル 会議室(水戸市)

来賓(14名)

茨城県保健福祉部子ども政策局 青少年家庭課 主査	石井 智子氏
茨城県保健福祉部子ども政策局 青少年家庭課 係長	田中 満穂氏
茨城県警察本部生活安全部少年課 課長補佐	宇留野信明氏
茨城県警察本部生活安全総務課 課長補佐	河野 和司氏
茨城県教育庁学校教育部高等教育課 生徒指導推進班 班長	高野 太一氏
茨城県教育庁学校教育部義務教育課 生徒指導推進室 室長補佐	宮本 浩貴氏
茨城県教育庁学校教育部 特別支援教育課 指導主事	掛田 一久氏
茨城県特別支援学校長会 (県立水戸高等特別支援学校 校長)	岡部しのぶ氏
茨城県学校長会 (日立市立多賀中学校 校長)	内山 信弘氏
茨城県学校長会 (潮来市立潮来第二中学校 校長)	大崎 和寿氏
茨城県PTA連絡協議会 事務局長	豊島 正明氏
茨城県水戸警察署生活安全課長 警部	亀丸 建吾氏
水戸市青少年相談員連絡協議会 会長	立川 力氏
那珂市青少年相談員連絡協議会 会長	関 守氏

主催者(21名)

公益財団法人茨城県防犯協会 専務理事	渡邊 則雄氏
公益財団法人茨城県防犯協会 事務局長	井上 光氏
(一社)JAIA専務理事	柴田 健
(一社)JAIA常勤顧問	鈴木 剛夫
(一社)JAIA関東地区(茨城県)本部長	梶 修明
(一社)JAIA東海・甲信地区(長野県)本部長	宮本和彦、他

- ◎ここ数年、ゲームセンターでのトラブルの声は聞こえてこないが、保護者の立場では、まだ金銭トラブルがあるのではないか、他校生や先輩との問題があるのではという心配があるのは事実。何かあったら、学校や警察に連絡するなど地域連携のさらなる強化を。(県PTA協議会)
- ◎ゲームセンターのスタッフが子どもたちをよく見守っていることを業務の中で感じている。また、刑事事件の証言に出くわさないとも限らないので、最悪の場合を想定した危機管理研修の開催をしてもいいのでは。個人的には、対戦型ゲームの中でメッセージを送信できるもの等は悪用される可能性があること(女の子と偽って中年男性であったり)をスタッフ全員が認識すると良いのではと思う。(水戸警察署)
- ◎青少年相談員連絡協議会は県内すべて44市町村にある。年1回の懇談会に5団体ずつでも参加するなどして全団体が参加した方がいいのではないかと。(青少年相談員連絡協議会)



アミューズメント施設における景品提供のガイドライン

1. 目的

アミューズメントマシンにより提供される景品についてその種類、内容および営業方法を規定することにより、公正な競争秩序を確立するとともに、景品提供営業さらにはアミューズメント業界の将来に向けた健全な発展に資することを目的とする。

2. 定義

本ガイドラインで規定する景品とは風俗営業適正化法第2条第1項第5号で規定されるゲームセンター等における営業において使用される「遊技の結果が物品により表示される遊技の用に供する遊技設備」で提供される物品をいう。

3. 景品の内容

①景品の価額

景品1個の価額は、風俗営業適正化法解釈基準で定められた価額を超えてはならない。

市販価格とは、景品専用に開発された商品を除き、一般市場における価格とする。

なお、景品専用に開発された商品であっても1個あたりの価格は風俗営業適正化法解釈基準で定められた価格を超えてはならない。

②景品の種類

善良な風俗の保持、清浄な風俗環境の保持および青少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止する観点から、ゲームセンター等における正常な商習慣に照らし適合すると認められる景品に限る。また、食品衛生法の遵守および他者の知的財産権を侵害することがないようすべきである。以上の点を踏まえ、次に掲げる物品等をゲームセンター等に設置されるアミューズメントマシンにおいて提供される景品として製造・販売・流通してはならない。

- i たばこ、喫煙器具類およびこれらをモチーフにした商品
- ii 酒類、および酒をモチーフにした商品
- iii 医薬品、興奮・めまい・幻覚等の作用を目的とする有機溶剤や成分を含有する物品類

- iv 青少年の健全な育成や公序良俗を阻害する内容が印刷または記録された各種メディア(図書、写真、フィルム、ビデオテープ、CD-ROM・DVDなどの記録メディア類)
- v 性的な行為の用に供する物品および性器を模した物品類
- vi ショーツ、ブラジャー等の下着類
- vii 金券類および類似品
- viii 食品衛生法に抵触する材料を使用した物品類
- ix 偽造ブランド品や偽造キャラクターを使用したもの等、他者の知的財産権を侵害している物品等
- x 心身に危害を与える恐れのある物品等(レーザーポインター、刃物類)
- xi 動物愛護の精神に反する生物

4. 景品提供の方法

- ①1回の遊技結果に提供する景品は、複数個提供する場合にも上限は800円を超えてはならない。
- ②景品は、あらかじめ表示されている景品と同一の景品でなければならない。
- ③景品と異なる高額なものをデモンストレーションとして展示してはならない。
- ④カプセル内に品名や記号を記したチケットなどを入れ、これを景品と交換してはならない。
- ⑤提供した景品をもって他の景品と交換してはならない。
- ⑥景品が手渡しで提供される仕組みの遊技の場合においても、本要領の定めるところにより、景品の取り扱いを行わなければならない。
- ⑦風営適正化法に定めるいわゆる4号営業に用いられるパチンコ機、パチスロ機に類する遊技機、メダルゲーム、ビデオゲーム、フリッパーゲーム機等の遊技機を用いる遊技においては、景品を提供してはならない。

5. 附則

このガイドラインは、平成26年4月1日から適用する。

内閣府から
のお知らせ

内閣府を始めとする関係省庁では、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を官民協力して実施します。青少年や保護者と接する機会を通じ、青少年のインターネットの安全・安心な利用のための普及啓発活動等にご協力ください。

平成31年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」について

https://www8.cao.go.jp/youth/kankyau/internet_use/2019/index.html

1 趣旨・目的

近年、青少年のスマートフォン等のインターネット接続機器の利用が急速に進んでおり、多くの青少年がSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)やオンラインゲーム等を利用するようになっている。

一方、こうした機器の長時間利用による生活習慣の乱れや、不適切な利用により、思いがけず他人のプライバシーを侵害してしまったり、青少年が犯罪の被害者や加害者となってしまうケース、SNSを利用し、自殺願望を投稿するなどした青少年が犯罪被害に巻き込まれる事例など、深刻な問題も発生しているところである。

未来を担う青少年が、このようなリスクに対する適切な対応を理解した上で、スマートフォンやSNS等を正しく活用できる環境を整えることが非常に重要となっている。

このような認識の下、青少年がインターネットの利用に起因する犯罪やトラブルに巻き込まれることを防止し、スマートフォンやSNS等を安全・安心に利用できるよう、青少年が初めてスマートフォン等を手にする時期でもある春の卒業・進学・新入学の時期に特に重点を置き、インターネット接続機器やサービスを提供する関係事業者とこれを利用する青少年及び保護者、学校等の関係者が連携、協力し、フィルタリングの利用促進及びインターネットリテラシーの向上に重点を置いた啓発活動等の取組を集中的に展開する。

2 実施期間

平成31(2019)年2月～
平成32(2019)年5月

3 参加府省庁

内閣官房
内閣府
警察庁
消費者庁
総務省
法務省
文部科学省
厚生労働省
経済産業省